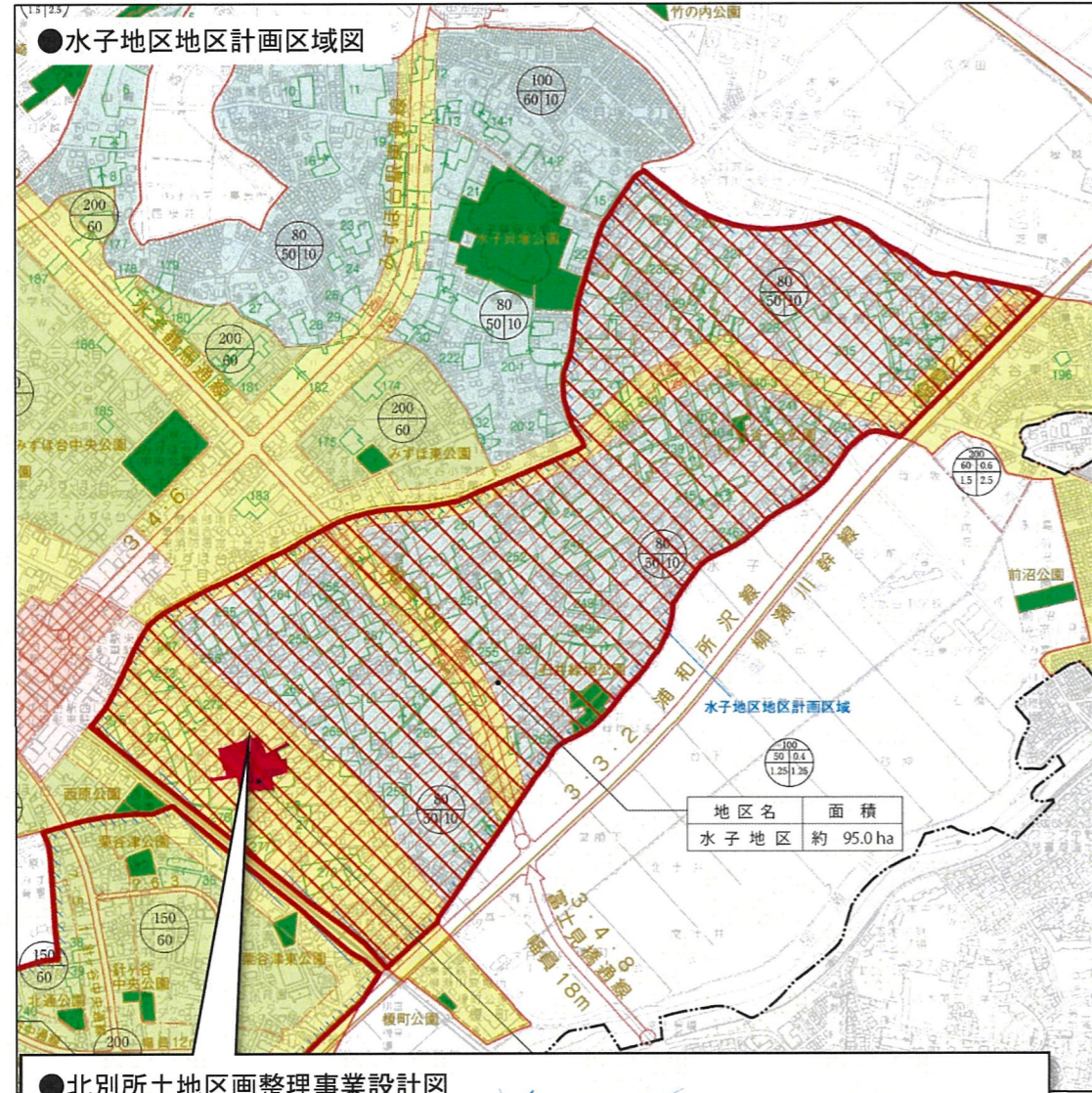


■水子地区地区計画の変更について



◆変更内容

・地区施設道路に以下の2路線を追加するものです。

名称	幅員	延長
6-20号	6.0 m	約 162 m
5-16号	5.0 m	約 130 m

※地区施設道路とは…地区計画に基づき定められた道路です。地区施設道路に面する建築物には、壁面の位置の制限がかかるため、建築物の外壁などは、一定の距離の後退が必要となります。

◆目的

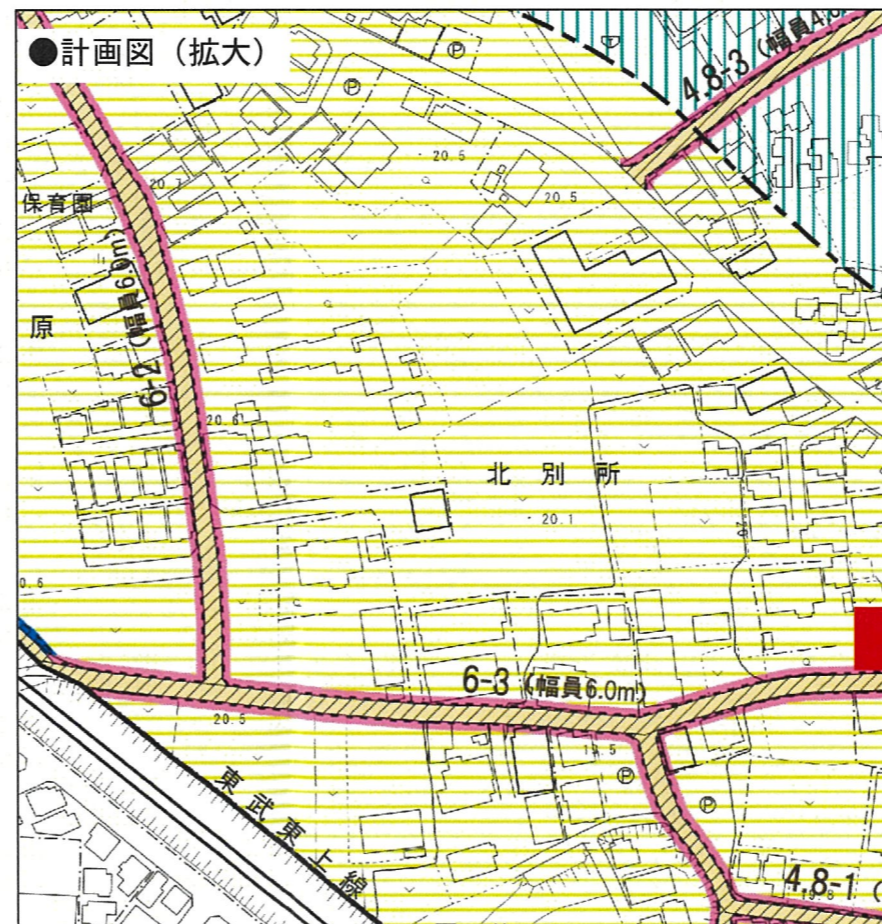
街並み景観の向上、火災時の延焼の防止や消防活動等の円滑化、交通の安全性の確保など、快適で安全なまちづくりを実現するため、地区施設(道路)の追加を行うものです。

◆変更理由

・本地区は、旧暫定逆線引き地区であり、平成22年11月19日の市街化区域編入にあわせ、地区計画を決定し、緑豊かな環境の維持・保全、街並み景観の形成や計画的なまちづくりを進めるために、小規模土地区画整理事業による良質な宅地供給を進めています。

・地区計画の目標に即した小規模土地区画整理事業により、新たに整備される道路を地区施設として位置づけるため、地区施設(道路)の追加の変更を行うものです。

◎変更前



◎変更後

